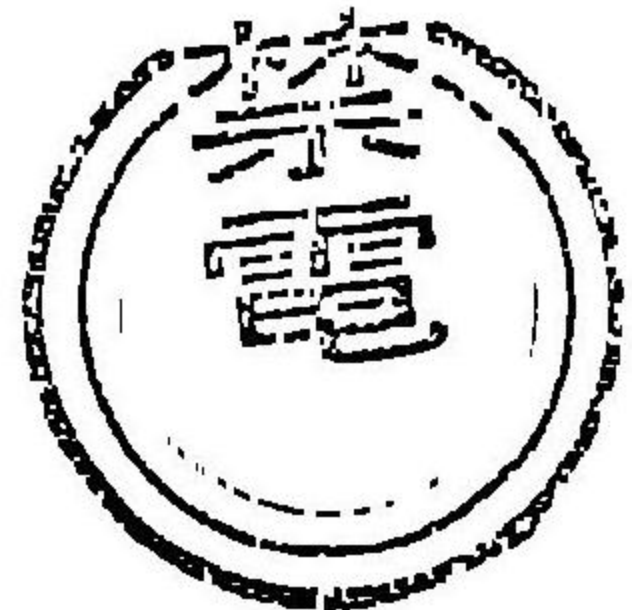


刑罰
法出
違敬
罪訓
解全

CZ
1938
65-01



特58
879

CZ
178
65-01

刑法
抄出

違敬言罪訓解

三重縣違警罪

凡例

今般御發令之新刑法中違警罪ノ本文ノ左ニ平假名ヲ以テ訓解ヲ附シ童蒙婦女子ニモ一讀解シ易ク其便ニ供ス

刑法中違警罪

第四百廿五條

左ノ諸件ヲ犯シタル者ハ三日

以上十日以下ノ拘留ニ處シ又ハ壹圓以上壹

圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

一 規則を遵守せずして火藥其他破裂す可き物品を市

街に運搬したる者

二

規則を遵守せずして火藥其他破裂す可き物品又は

自ら火を發す可き物品を貯藏したる者

三

官許を得ずして烟火を製造せ又は販賣したる者

四

人家稠密場所に於て濫りに烟火其他火器を玩ひたる者

五

蒸氣器械其他烟筒火竈を建造修理し及び掃除する規則に違背したる者

六

官署の督促を受けて崩壊せんとする家屋牆壁の修理を爲さざる者

七

官許を得ずして死屍を解剖したる者

八

自己の所有地内に死屍あることと知て官署に申告せざる者

九

せず又は他所に移したる者

人を毆打して創傷疾病に至らざる者

拾

密に賣淫を爲し又は其媒合容止を爲したる者

拾壹

人の住居せざる家屋内に潜伏したる者

拾貳

定りたる住居なく平常營生の産業なくして諸方に徘徊する者

拾三

官許の墓地外に於て私に埋葬したる者

拾四

違警罪の犯人を曲庇する爲め偽證したる者
但被告人偽證の爲め刑を免かれたる時の第二百

拾九條の例に従ふ

第四百廿六條 左ノ諸件ヲ犯シタル者ハ二日

以上五日以下ノ拘留ニ處シ又ハ五十錢以上

壹圓五十錢以下ノ科料ニ處ス

一 人家の近傍又は山林田野に於て濫りに火を焚く者

二 氷火其他の變に際し官吏より防禦す可きの求めを

受け傍觀して之を肯せざる者

三 不熟の菓物又は腐敗したる飲食物を販賣したる者

四 健康を保護する爲め設けたる規則又ハ傳染病豫防

規則に違背したる者

五 道路通行す可き場所にある危険の井溝其他凹所に

蓋又は防圍を爲さざる者

六 路上に於て犬其他の獸類を嘯え又糞逸せしめたる

者

七 發狂人の看守を怠り路上に徘徊せしめたる者

八 狂犬猛獸等の繫鎖と怠り路上に放ちたる者

九 變死人の檢視と受けすえて埋葬したる者

拾 墓碑及び路上の神佛を毀損し又は汚瀆したる者

拾壹

神祠佛堂其他公の建造物を汚損したる者

拾貳

公然人を罵詈嘲弄したる者但訴を待て其罪を論ず

第四百廿七條

左ノ諸件ヲ犯シタル者ハ一日

以上三日以下ノ拘留ニ處シ又ハ廿錢以上廿

五錢以下ノ科料ニ處ス

一 濫りに車馬を疾驅えて行人の妨害を爲したる者

二

制止を背せずして人の群集したる場所に車馬を牽

きたる者

三

夜中燈火なくして車馬を疾驅する者

四

木石等を道路に堆積して防圍を設けず又は標識の

點燈を怠りたる者

五

瓦礫を道路或屋園圍に投擲したる者

六

禽獸の死屍を道路に棄擲し又は取除かざる者

七

汚穢物を道路家屋園圍に投擲したる者

八

警察の規則ニ違背して工商の業を爲したる者

九

醫師穩婆事故なくして急病人の招きに應せざる者

拾

死亡の申告を爲さずして埋葬したる者

拾壹

流言浮説を爲して人を誑惑したる者

拾貳

忘りに吉凶禍福を説き又は祈禱符呪等を爲し

人を惑はして利を圖る者

拾三

私有地外へ濫に家屋牆壁を設け又ハ軒盈を出たる

者

拾四

官訴を得ずして路傍又は河岸に床店等を開きたる

者

拾五

路上の植木市街の常燈及ヒ厠場等を毀損したる者

十六

道路橋梁其他の場所に傍示したる通行禁止及指道

標の類を毀損したる者

第四百廿八條 左ノ諸件ヲ犯シタル者ハ一日

ノ拘留ニ處シ又ハ十錢以上壹圓以下ノ科料

ニ處ス

一 官署より價額を定めたる物品を定價以上に販賣し

たる者

二 渡船橋梁其他の場所ニ於て定價以上の通行錢を取

り又は故なく通行を妨けたる者

三 渡船橋梁其他通行錢を拂ふ可き場所に於て其定價

と出さずして通行したる者

四 路上に於て賭博に類する商業を爲したる者

五 官許を得ずして劇場其他觀物場を開き及び其規則に違背したる者

六 溝渠下水を毀損し又は官署の督促を受けて溝渠下水を浚はざる者

七 制止を肯ずして路傍に食物其他商品を羅列したる者

八 官許を得ずして獸類を官有地に放ち又は牧畜したる者

九 身体に刺文を爲し及び之と業とする者

十 他人の繋きたる牛馬其他の獸類と解放したる者

十一 他人の繋きたる舟筏を解放したる者

第四百廿九條 左ノ諸件ヲ犯シタル者ハ五錢

以上五十錢以下ノ科料ニ處ス

一 橋梁又は堤防の害と爲る可き場所に舟筏を繋たる者

二 牛馬諸車其他物件を道路に横たへ又は木石薪炭等を堆積して行人の妨害を爲したる者

- 三 車馬を並へ牽て行人の妨害を爲したる者
- 四 水路に於て舟を並へ通船の妨害を爲したる者
- 五 氷雪塵芥等を路上に投棄したる者
- 六 官署の督促を受けて道路の掃除を爲さざる者
- 七 制止を肯せずして路上に遊戯を爲し行人の妨害を爲したる者
- 八 牛馬を牽き又はつなぐことを忽せにして行人の妨害を爲したる者
- 九 出入を禁止したる場所に濫りに出入したる者

- 十 通行禁止の榜示を犯して通行したる者
- 十一 道路に於て放歌高聲を發して制止を肯せざる者
- 十二 酔酩して路上に喧嘩し又ハ酔臥したる者
- 十三 路上の常燈を消したる者
- 十四 人家の牆壁に貼紙及び樂書したる者
- 十五 邸宅の番號標札招牌又は貸家賣家の貼紙其他報告の榜標等を毀損したる者
- 十六 他人の田野園圃に於て菜菓を採食し又は花卉を採折したる者

十七 公園の規則を犯したる者

十八 通路なき他人の田圃を通行し又は牛馬を牽入たる者

第四百三十條 前數條ニ記載スルノ外各地方

ノ便宜ニヨリ定ムル處ノ違警罪ヲ犯シタル

者ハ其罰則ニ從テ處斷ス

三重縣違警罪

第壹條

左の諸件を犯したる者は一日以上十日以下の拘留
に處し又は拾錢以上壹圓九拾五錢以下の料料に處す

壹 外國人を私に雜居せしめたる者

二 旅行免狀を持たざる外國人と私に止宿せしめたる者

川

族籍姓名を詐稱して客店に投宿したる者

四 氷除の爲め設けたる杭其他のものを撤去せ又は妨

害したる者

五 堤又は人の田園を堀りたる者

六 米麥を精くする爲め白砂を用ひたる者

七 有毒物を用ひ魚鳥を捕へたる者

八 生河豚を賣買し及び食ふたる者

但乾河豚は此限に非ず

九 揭示場を汚損し又は之を破毀したる者

拾 湯屋渡世の者にして男女を混浴せしめたる者

但し介抱を要する幼児は此限にあらず

拾壹 男女相摸并ニ蛇遺ひ其他醜態を見世物又出たる者

拾貳 道敷地内に菜蔬豆類を植へ或は汚物を積みたる者

拾三 車夫或は職人日雇稼の者等仲間を結ひ他人の稼を

なすに故障したる者

拾四 神佛又は墳墓に供したる品類を汚損し又は破毀し

たる者

拾五 婚姻祝儀等の節事故に托し往來又は其家宅に妨害

をなしたる者

拾六 神佛祭事に托し人に妨害をあたしたる者

拾七 道路又は人家に於て強て合力を申掛々或は物品を

押賣したる者

拾八 車馬等を強て行人に勧め過言を申掛けたる者

拾九 山林川澤池沼堤防等に禁制の榜示あるを犯したる

者

貳拾 夜中無燈にて馬車及び其他の諸車を挽き又は乘馬

したる者

但し陸海軍の諸兵非常の警戒ある時ハ勿論平日
隊伍を組夜陰行進及び定制ある徽章の服帽着用
の節は單騎と雖も此限ふわらず

廿壹 喧嘩爭論又は警諤すへき噪鬧を爲し出し及び之に
荷擔えたる者
あらしめい せうごうく さばらばせこと
いたせつ

廿貳 他人の雜魚乾場又は干物場に妨害となしたる者
さまたけ

廿三 牧場外猥りに牛馬を放ち飼えたる者

廿四 火事場に關係なくして乘馬したる者
うまにのり

廿五 免許を得ずして魚築を設けたる者
おぼろし うみ うおやな

廿六 人の漁獵場又は魚築に妨害をなしたる者
とらとりば うおやな さまたけ

廿七 水車水碓等に妨害をなえたる者

廿八 市街及び人家櫛比の地に於て厠にあらざる場所に
大小便をなえ又は幼児をしてなえしめたる者
まち いへのなりのたる せつらん ところ
くそしやうせん こしそ

廿九 三重縣より布達する所の條規に違背したる者
きんぐ そむき

但三重縣より布達の條規と雖も他の罰例により處
分すへきものは違警罪中特に罪目を掲けたる者の
本項に含蓄せず

第貳條 左ノ諸件ヲ犯シタル者ハ五錢以上五拾錢以下ノ科
さ ことごと なが もの ぶり まで

料ニ處ス

壹 醉に乘し又は戲^{あそ}ぶ往來の妨碍をなま^さたる者

貳 人の繫舟を無斷^{つな}棹し遊^{あそ}びたる者

三 蓋なき^い器物を以て糞尿其他腐敗物と運搬したる者

但伊勢國津四日市桑名神戸龜山白子松坂久居山田
宇治志摩國鳥羽伊賀國上野名張等十三ヶ所の全町
村及之^いに接續の地に限る

四 巨大の紙鳶^{おぼろ}を掲^あげ妨害をなしたる者

五 牛馬を繫ぐ^およどを忽にし爲めに人家に入り又は他

人の田圃及ひ物品を損したる者

六 川堀下氷又は田畝中に瓦礫塵芥或は竹木を投入し

たる者

七 道路橋梁其他^{みち}に場所^{ところ}を榜示したる通行禁止及ひ指

道標の類に牛馬を繫^おきたる者

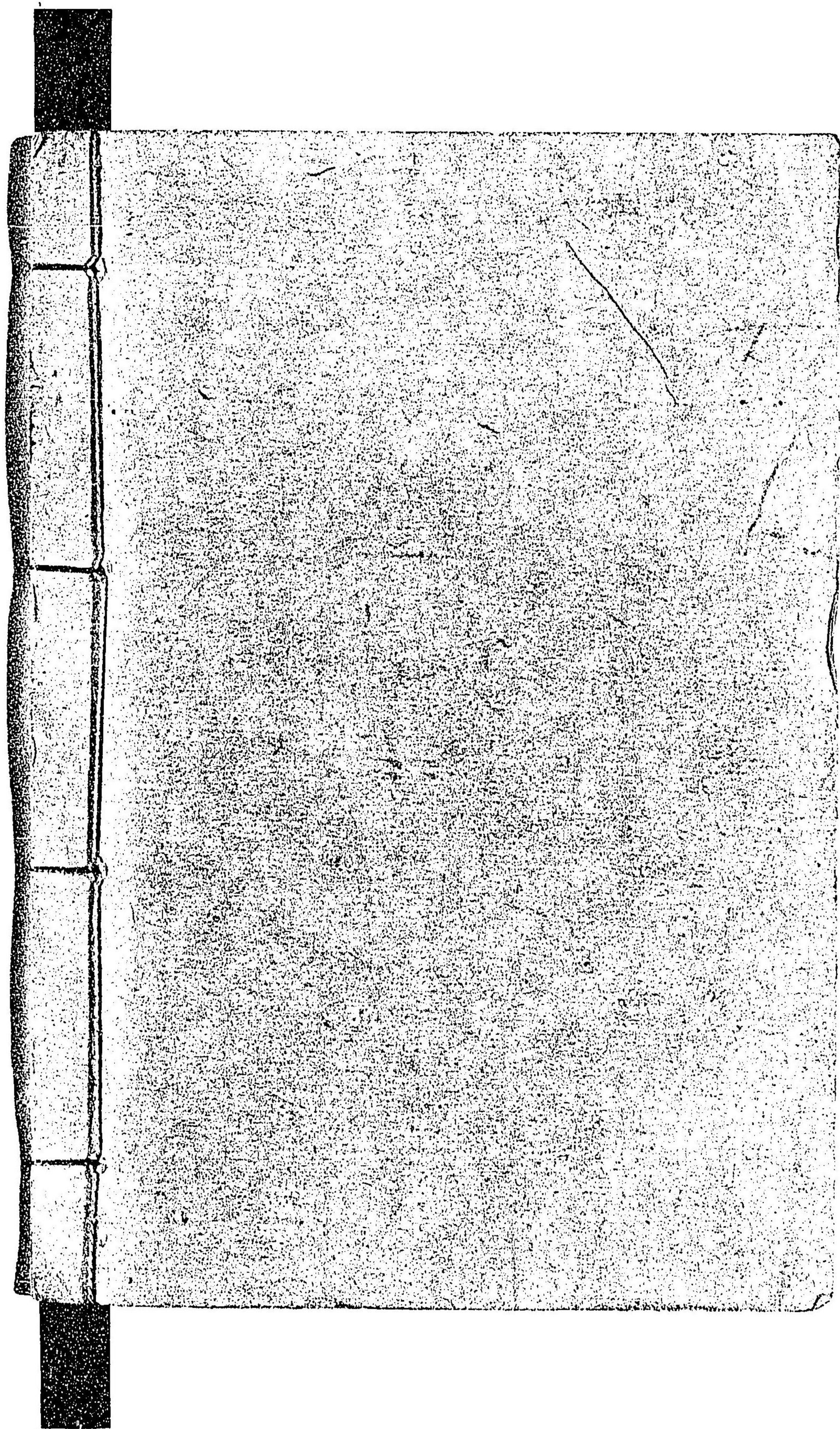
明治十五年三月二十四日御届
同 四月一日出版

編輯出版人

三重縣平民

淺野東助

伊勢國安濃郡津東町
千四百廿貳番地



CZ
1738
65-01



035468-000-1

CZ-1738-65-01

違警罪訓解

浅野東助

M15

BBP-0004

